

# 1 総 則

## (1) 改定の趣旨

平成18年4月1日、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現のために、犯罪の被害を防ぐための県民や事業者等による自主的な活動を促進し、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備に取り組んでいくことを目的として、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」(以下「安全・安心まちづくり条例」という。)を施行しました。

この条例に基づき、平成19年3月、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」(以下「防犯指針」と言う。)を策定し、県民が一体となって、犯罪の未然防止に努めていたところです。

防犯指針の策定から10年以上が経過しており、県内の刑法犯認知件数は平成19年の29,216件から、平成28年には16,466件と約10年間で1万件以上も減少しております。

一方で、子どもや女性を対象とした声かけ事案や、県民の身近なところでも犯罪が発生しており、治安に対する県民の不安感が払拭されているとは言えません。

そのため県では、防犯カメラの効果的な活用を目的とし、平成28年10月に「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定するとともに、平成29年3月に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」(第3期)(以下「基本計画」と言う。)を策定し、犯罪のない安心して暮らすことができるまちづくりを進めているところであります。

また、従来の防犯指針に示されていなかった大規模小売店舗等が増加するなど、社会情勢も変化しており、平成28年7月には、神奈川県相模原市の社会福祉施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件も発生しております。

このような社会情勢の変化に対応するため、基本計画等を踏まえ、従来の指針に修正を加えるとともに、新たに大規模小売店舗等及び社会福祉施設等の施設の構造や設備等に関する指針を追加し、防犯指針を改定したものです。

## (2) 基本原則

防犯指針の内容は、県民及び事業者等が、安全・安心まちづくりの活動の中で配慮すべき事項をまとめたもので、法令の規定に優先したり、すべての場合に一律に適用される性格のものではありません。

### (3) 方向性

防犯指針は、犯罪の起きやすい環境（状況）に着目し、県民、事業者等（以下「県民等」という。）の自主的活動により、犯罪を誘発する要因を除去することで

- イ 県民の犯罪被害防止という視点を計画段階から取り入れ、効果的でバランスのとれたまちづくり
- ロ 地域で行われている住民による様々な活動と連携し、身近な地域の課題を解決していくまちづくり
- ハ 防災や交通安全、福祉などの他の分野と連携して、県民等の安全が図られた安心感のあるまちづくり

を進めることを目指しています。

特に、今回の改定防犯指針では、社会情勢の変化に対応し、「犯罪が起きにくい環境づくり」に向けた配慮すべき事項をまとめており、この内容を広め、公共空間全体の防犯性を高めることを目指しています。

### (4) 基本的な考え方

犯罪が発生しやすい場所として、一般的に「入りやすく」「見えにくい」場所が危険性が高いと捉えられており、その逆の「入りにくく」「見えやすい」場所が多いまちづくりを目指すことで、犯罪を誘発する要因を除去し、安全・安心まちづくりを推進します。

#### <基本的な5つの考え方>

- イ 照度・見通しの確保
- ロ 犯罪被害対象への犯罪企図者の接近の防止
- ハ 犯罪被害対象の防犯能力の向上
- ニ 地域住民等の連携の強化
- ホ 防犯設備の効果的な活用

## イ 照度・見通しの確保

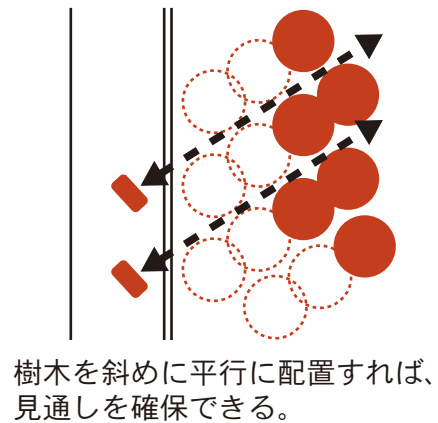
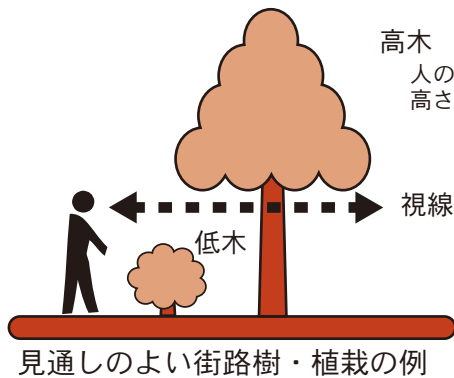
住民による見守り活動が行われている地域では、犯罪を起こそうとしている人は、「犯罪行為を行えば、誰かに見られるかも知れない」と感じ、その地域では犯罪を思い止まるといわれていますが、見守り活動をより有効にするためには、照度・見通しの確保が重要となります。

### (イ) 必要な照度の確保

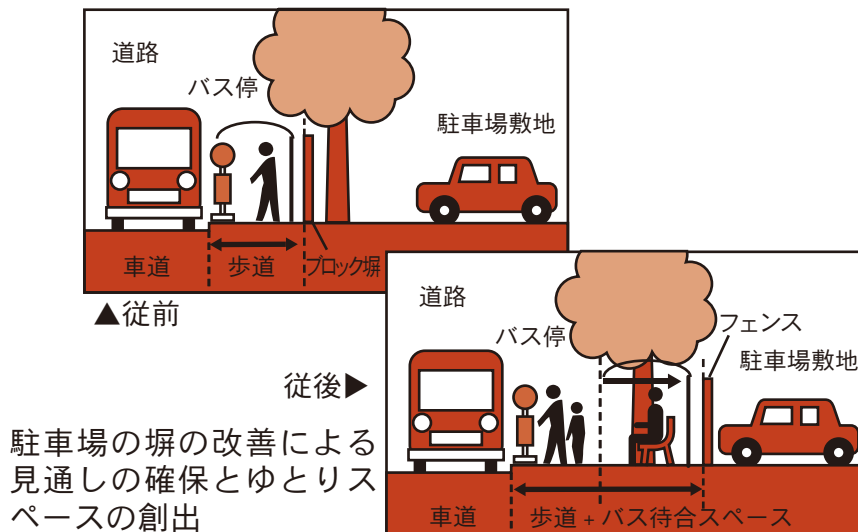
- 夜間に人の行動を視認できるよう、道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共的な空間では、光害にも注意しつつ、防犯灯、街路灯等により、人の行動が視認できる必要な照度を確保する。
- 照明が樹木に覆われたり、汚損されていると予定した照度を維持できなくなるので、適時に点検する。
- 道路が暗い場合で防犯灯、街路灯等の新增設が難しいときには、地域住民の理解と協力を得て、門灯等を活用する。

### (ロ) 見通しを確保して死角の解消

- 公共的な空間の周囲にある植栽は、計画の段階から、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定に当たる。
- 例えば、視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも樹高の低い樹種を選定することなど視線を連続してさえぎらない配置を検討する。
- 植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くするので、適時に点検し、必要に応じてせん定する。
- 公園等の内部は、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように配慮する。特に、公衆便所は危険の大きい場所になりがちなので、周辺の道路、住宅等からの見通しを確保するとともに、照度の確保や複数の出入口を設置する。
- 駐車場・駐輪場の外周のフェンス、さく等はできる限り周囲からの見通しのよいものとし、管理者が常駐し若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置する。
- 住宅、学校等の囲障は、さくなどの見通しを確保できるものとする。
- 道路に面した建物の壁面を後退させたり、角地の隅切りを行うことでの道路空間の見通しを確保する。
- 地下道等で犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り防犯カメラその他の防犯機器を設置する。



### 沿道のブロック塀の改善による見通しの確保(例)



#### 【参考】

- 1 駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して、自動車の車路の路面10ルクス以上自動車の駐車のために供する部分の床面2ルクス以上と規定しています。
- 2 「人の行動を視認できる」ためには、4 m先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平面照度（地面又は床面における平均照度。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上必要です。
- 3 「人の顔、行動を明確に識別できる」ためには、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かることを前提とすると、平均水平面照度がおおむね50ルクス以上必要です。

#### 【参考資料】

道路、公園、駐車・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項（平成26年8月警察庁）

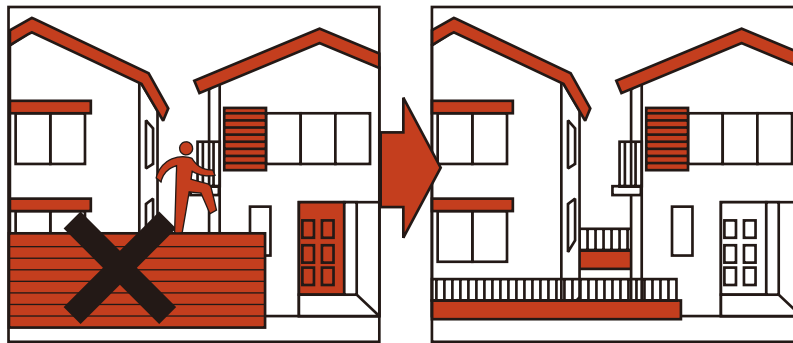
## □ 犯罪被害対象への犯罪企図者の接近の防止

犯罪を起こそうとしている者が、犯罪被害の対象となる人や物に近づけないようにすることは、犯罪の機会を減少させることにつながります。

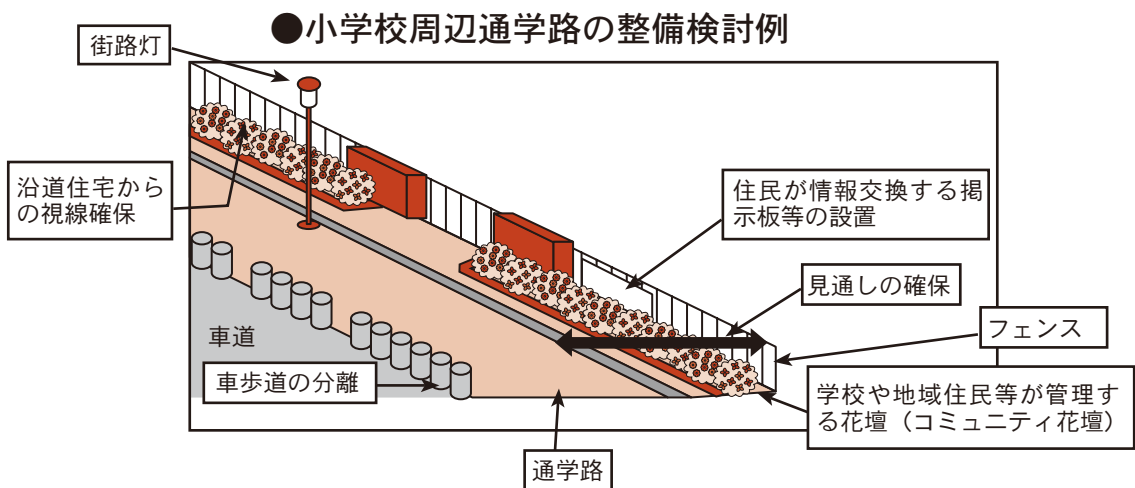
### (イ) 周囲との区分

- 駐車場・駐輪場は、外周さく等により周囲と区分し、可能であれば出入口に自動ゲート管理システム又は管理人を配置することで、犯罪を起こそうとする者が容易に近づけなくする。ただし、さくやフェンスが隣接家屋の2階等への侵入経路とならないよう注意する。
- 特にひったくりの被害が多い道路については、犯罪を起こそうとする者がオートバイに乗ったまま歩行者に接近するのを防止することが犯罪抑制に効果的である。
- 安全な交通の確保の観点から必要な範囲にガードレールの設置や植栽その他の適切な方法によりひったくり犯等の接近を防止する。

### ブロック塀等の改善による犯罪企画者の接近の防止



▲ブロック塀が死角をつくり、侵入の足場ともなる



## ハ 犯罪被害対象の防犯能力の向上

犯罪被害を防止するためには、次に掲げるように、犯罪被害の対象なる人や物の防犯能力の向上が必要です。

### (イ) 犯罪被害の対象となる人の防犯能力の向上

- 子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を犯罪被害から守るためには、それらの人の犯罪回避能力を高める必要があり、犯罪被害防止教育を推進する。

特に高齢者は振り込め詐欺等の被害者となることが多いことから、振り込め詐欺等の被害防止対策を強化する必要がある。

- 高齢者、障害者、外国人その他特に防犯上配慮を要する人が犯罪に巻き込まれないように、それらの人に対する安全情報の伝達方法等には、特に配慮する。
- 犯罪の被害に遭わないための安全教室や安全・安心まちづくりの自主的活動を促進するための各種講座等を開催するなど、各地域の特性に応じた安全教育の推進を図る。

### (ロ) 犯罪被害の対象となる物の防犯能力の向上

- 住宅、事務所、店舗等の犯罪被害の対象となる建物について、丈夫な錠や防犯ガラスなどで建物を物理的に強化する。
- 建物の玄関ドア、サッシ等に補助錠等を取付け、防犯性を高める。
- 窓ガラスに、防犯ガラス又は防犯フィルム等をはりつける。
- 金庫は、種類（防盜性能や耐火性能等）を考慮し、床に固定するなど犯罪被害を防止する工夫をする。
- 自動車盗難を防ぐため、イモビライザーや警報装置を取り付ける。
- 自転車やオートバイを駐輪する際は、鍵を2つ掛ける「ツーロック」を行うとともに、駐輪場にチェーン用バーラック、サイクルラック等があれば使用する。



## 二 地域住民等の連携の強化

住民等が「自分たちのまち」であるという意識を持ってコミュニティを形成し、地域の施設等の維持管理を行うことによって住民等の連帯感や共同意識が醸成されます。

このことが「この地域で、不審な行動をとれば、目立ってしまう」と犯罪を起こそうとする者に意識させることにつながり、犯罪の抑止が図られます。

### (イ) 地域住民の参加促進

- 地域住民が愛着を持って利用し、自発的に維持管理している施設は、犯罪の抑制に効果的である。
- 道路等の植栽、公園の整備・管理等において、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進する。
- 犯罪を起こそうとする者が好む地域は、違反広告物や落書きがはん濫し、ゴミの不法投棄等が放置されている地域である。このような地域は、住民がお互いに無関心で連帯意識が弱いと思われ、犯罪を起こしやすと考えられがちである。

### (ロ) 「コミュニティ道路」等の整備、改善

- 「コミュニティ道路」等の整備又は改善は、通過交通が抑制されるので、行きずりの犯行といわれる犯罪の防止に効果があるほか、道路空間を通じた地域のコミュニティ意識の活性化等にも効果がある。

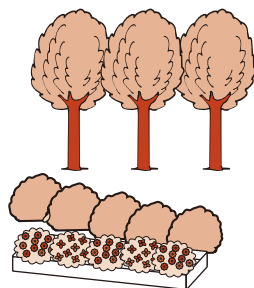
### (ハ) 情報流通の円滑化

- 問題意識の共有化を図るため、当該地区の公共的な空間での犯罪の発生状況等について、被害者のプライバシー等に十分に配慮しつつ、警察が地域の住民、市町村等に情報提供するなど情報流通の円滑化を図る。

#### 住民参加による公園等の緑化・清掃等の取組



クリーン作戦



緑化



地元子ども達が沿道の植栽を清掃・緑化する住民参加による道路の維持管理の取組



ボランティア等による落書き消しの取組

## (二) 企業・団体との連携

犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するためには、自治体や事業者、各種団体、防犯ボランティアを始めとする地域住民が協働し、県民総ぐるみで防犯活動に取り組むことが重要です。

特に、事業者や各種団体がCSR（企業の社会的責任）として防犯活動に取り組めば、県全体の犯罪に対する抵抗力を高め、犯罪を抑止する大きな力となります。

### ○ 防犯CSR活動

CSR（Corporate Social Responsibility）とは、日本語で一般的に「企業の社会的責任」と言われており、企業が社会の一員として果たすべき様々な責任を意味します。近年、多くの事業者等企業・団体が環境保全や社会福祉、防災などのCSRに積極的に取り組んでいます。

その中で、事業者等の皆様が自ら企画・立案し、犯罪の被害防止などの地域の安全に貢献する取組を「防犯CSR活動」と言います。

### ○ 防犯CSR活動の具体例

- ・ 子どもの見守り活動や防犯パトロール
- ・ 自社製品のパッケージに防犯標語を記載し販売
- ・ 防犯ボランティアに対する活動物品の提供
- ・ フリーペーパーを活用した情報提供
- ・ インターネットを活用した情報発信





## ホ 防犯設備の効果的な活用

防犯カメラを始めとする防犯設備が、犯罪の未然防止や検挙に有用であることが広く認められていますので、効果的に活用して、犯罪の未然防止に努めましょう。

### (イ) 人的な防犯活動の充実

犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯設備（ハード面）を効果的に活用するには、人的な防犯活動（ソフト面）の充実が不可欠です。

### (ロ) 防犯設備の整備等

防犯カメラ、防犯灯、防犯警報設備等の安全・安心まちづくりの推進に必要な防犯設備の設置及び維持に努めましょう。

- 防犯設備の設置については、必要に応じて警察官や防犯設備士等の専門的知識を有する専門家に相談しましょう。
- 防犯設備の定期的な補修・点検に努めましょう。

### (ハ) 防犯カメラのガイドラインの活用

県では、平成28年10月に「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定し、防犯カメラを設置する場合に配慮いただきたい事項をまとめましたので、この、ガイドラインに沿って、防犯カメラの適正な設置・運用に努めましょう。

なお、ガイドラインで対象となるカメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラとなります。

- 設置目的  
犯罪の防止を目的に設置されているカメラ
  - ※ 施設管理や混雑程度の把握、事故防止、防火・防災等を主目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を合わせ持つカメラは、このガイドラインの対象とします。
- 設置場所  
不特定かつ多数の人が利用する施設や場所に継続的に設置されているカメラ
  - ※ 例として、
    - ・ 道路、公園、駐車場、駐輪場
    - ・ 商店街、繁華街
    - ・ 空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場
    - ・ 金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設、病院
    - ・ 劇場、映画館、美術館、スポーツ・レジャー施設、観光施設、ホテル、旅館
    - ・ 寺院、神社
  - ※ 事業所の事務所内や工場の敷地内、マンション・アパート等共同住宅の建物内など不特定かつ多数の人の出入りが想定されない場所を撮影するカメラは、このガイドラインの対象となりません。
- 設置機器  
画像を記録媒体（HDD、メモリーカード等）に保存する機能を備えたカメラ

(ニ) 防犯カメラの効果的な設置場所等

- 出入口を確実に撮影できるように設置する。
- 防犯カメラを設置していることがわかるように、「防犯カメラ作動中」などと表示して、犯意の抑制を図る。
- 見通しが確保できず、死角となっている場所に設置する。
- 出入りする車両のナンバーや人物の動きがわかるように設置する。

(ホ) 防犯カメラの管理

- 防犯カメラの設置者等は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定すること。
- 防犯カメラの設置者等及び管理責任者は、プライバシーに十分配慮した取扱いをすること。
- モニターや録画装置、記録媒体については、施錠可能な保管庫での管理、画像再生のパスワード設定等の情報漏えい防止措置を講じること。
- 記録媒体を処分するときは、破砕又は復元できない完全な消去等を行うこと。
- 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウィルス対策ソフトウェアを使用したり、パスワードを設定するなどして、情報漏えい防止措置に特に配慮すること。



【防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン】

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/609526.pdf>

**(5) 適用の範囲**

- ◎ 学校等（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校の高等課程、主として外国人の児童、生徒及び幼児に対して学校教育に類する教育を行う各種学校並びに児童福祉施設をいう。以下同じ。）及び通学路等（通学、通園等の用に供されている道路並びに児童、生徒及び乳幼児（以下「児童等」という。）が日常的に利用している公園、広場等をいう。以下同じ。）での児童等の安全確保に関すること（安全・安心まちづくり条例第12条）。
- ◎ 道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）についての、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関すること（同条例第16条第2項）。
- ◎ 住宅についての、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関すること（同条例第17条第2項）。
- ◎ 深夜商業施設等（深夜商業施設（午後10時から翌日の午前5時までの間で営業する小売業に供される施設をいう。）及び遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う施設並びに青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第30条第1項各号に規定する営業に係る営業所をいう。）をいう。以下同じ。）での犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関すること（同条例第19条第1項）。
- ◎ 大規模小売店舗等は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超える小売業を行うための店舗）を対象とする。  
ただし、それ以外の小売店舗であっても、必要な範囲内において準用する。
- ◎ 社会福祉施設等は、児童福祉施設（児童福祉法第7条に基づく知的障害児施設等）、障害者施設（障害者自立支援法第5条に基づく障害福祉サービス事業（生活介護、自立支援、就労移行支援、就労継続支援）、施設入所支援、共同生活介護及び共同生活援助を行う施設、その他社会福祉法第2条第2項に基づく社会事業授産施設等）、高齢者福祉施設（老人福祉法第5条の3に規定された（老人ディサービス、老人短期入居施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護センター）を対象とする。

## (6) 有効活用の促進

### イ 防犯指針の周知

防犯指針の有効活用を促進するために、広く県民に対して防犯指針に関し周知を行います。

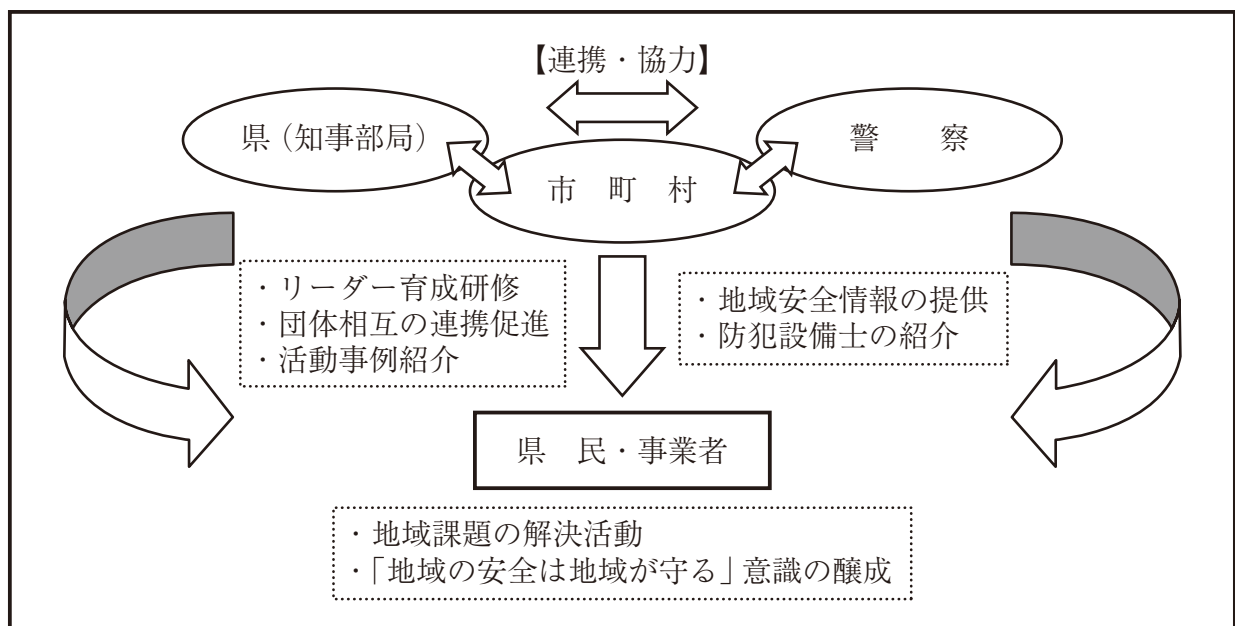
### ロ 防犯意識の共有

防犯指針を活用し、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、県民が自ら有効な防犯対策を講じます。

### ハ 継続的な啓発・訓練

防犯指針を活用し、県民一人ひとりが防犯意識を持ち続け、継続的な啓発・訓練に努めます。

### 【連携・協力のイメージ】



(犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画 (第3期) から抜粋)